

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容																		
(1) (略)	(略)																		
(2) モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア 削除 イ 削除 ウ モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))には、次表のとおりプラン区分又はコース区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン区分</th> <th colspan="2">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>基本コース</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>E C O プラン</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">標準 プラン</td> <td rowspan="3">通信量コース</td> <td>1GBコース</td> </tr> <tr> <td>3GBコース</td> </tr> <tr> <td>7GBコース</td> </tr> <tr> <td>スルーブットコース</td> <td>200K定額コース</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1～6 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の(ア)から(キ)までのとおり適用します。</p> <p>(ア) 基本コース</p>	プラン区分	コース区分		—	基本コース	(略)	E C O プラン	(略)	(略)	標準 プラン	通信量コース	1GBコース	3GBコース	7GBコース	スルーブットコース	200K定額コース	備考	1～6 (略)
プラン区分	コース区分																		
—	基本コース	(略)																	
E C O プラン	(略)	(略)																	
標準 プラン	通信量コース	1GBコース																	
		3GBコース																	
		7GBコース																	
	スルーブットコース	200K定額コース																	
備考	1～6 (略)																		

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容									
(1) (略)	(略)									
(2) モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア 削除 イ 削除 ウ モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))には、次表のとおりプラン区分又はコース区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン区分</th> <th colspan="2">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>基本コース</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>E C O プラン</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>エ 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るもの(に限ります。))に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の(ア)から(キ)までのとおり適用します。</p> <p>(ア) 基本コース</p>	プラン区分	コース区分		—	基本コース	(略)	E C O プラン	(略)	(略)
プラン区分	コース区分									
—	基本コース	(略)								
E C O プラン	(略)	(略)								

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

(略)

(イ) 通信量コース

A ECOプランのもの

(略)

B 標準プランのもの

<u>コース区分</u>	<u>内 容</u>
<u>1GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するものであって、ECOプラン以外のもの</u>
<u>3GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するものであって、ECOプラン以外のもの</u>
<u>7GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するものであって、ECOプラン以外のもの</u>
<u>備考 通信量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。</u>	

(ウ) スループットコース

標準プランのもの

<u>コース区分</u>	<u>内 容</u>
<u>200K定額コース</u>	<u>符号伝送速度を最大200kbit/sまでに設定するものであって、1の料金月における基本容量を512メガバイトに設定するもの</u>
<u>備考</u> <u>1 スループットコースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。</u>	

(略)

(イ) 通信量コース (ECOプランのもの)

(略)

(ウ) 削除

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

[2 通則15の規定にかかわらず、スレーブットコースに係る符号伝送速度は本欄に定めるとおりとします。](#)

[3 1の料金月の通信量の値の合計が基本容量を超えた場合は、その料金月においてモバイルアクセスサービスの利用を制限することがあります。](#)

(エ) 従量コース (ECOプランのもの)

(略)

(オ)～(キ) (略)

オ 削除

(3)～(26) (略)

(略)

(エ) 従量コース (ECOプランのもの)

(略)

(オ)～(キ) (略)

オ 削除

(3)～(26) (略)

(略)

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-4 カテゴリ-Xに係るもの

(1) タイプ1に係るもの

ア 基本コースに係るもの

(略)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
ECOプラン	(略)	(略)
標準プラン	1GBコース	2,000円(2,200円)
	3GBコース	3,500円(3,850円)
	7GBコース	5,500円(6,050円)

ウ [スレーブットコースに係るもの](#)

[1のモバイルアクセス契約ごとに月額](#)

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-4 カテゴリ-Xに係るもの

(1) タイプ1に係るもの

ア 基本コースに係るもの

(略)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
ECOプラン	(略)	(略)

ウ 削除

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	200K定額コース	800円(880円)

エ 従量コースに係るもの

(略)

(2) タイプ2に係るもの

ア 基本コースに係るもの

(略)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	(略)	(略)
標準プラン	1GBコース	2,100円(2,310円)
	3GBコース	3,600円(3,960円)
	7GBコース	5,600円(6,160円)

ウ スループットコースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	200K定額コース	900円(990円)

エ 従量コースに係るもの

(略)

エ 従量コースに係るもの

(略)

(2) タイプ2に係るもの

ア 基本コースに係るもの

(略)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	(略)	(略)

ウ 削除

エ 従量コースに係るもの

(略)

附 則 (令和2年2月21日 NS才第00607161号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年2月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサ-

附 則 (令和2年2月21日 NS才第00607161号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年2月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサ-

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

ビスの категория-X であって、株式会社 N T T ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸 F O M A サービスに係るもの（以下この附則において「3 G」といいます。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、3 G 以外のモバイルアクセスサービスから 3 G への変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。

4～5 (略)

ビスの категория-X であって、株式会社 N T T ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸 F O M A サービスに係るもの（以下この附則において「3 G」といいます。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、3 G 以外のモバイルアクセスサービスから 3 G への変更となる場合 及びカテゴリー-X の標準プラン以外のモバイルアクセスサービスからカテゴリー-X の標準プランへの変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。

4～5 (略)

附 則 (令和 2 年 3 月 12 日 N S 才第 00616912 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスの категория-X の標準プランに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、カテゴリー-X の標準プラン以外のモバイルアクセスサービスからカテゴリー-X の標準プランへの変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

6 N S 才第 00607161 号 (令和 2 年 2 月 21 日) の附則 3 の文中の「3 G 以外のモバイルアクセスサービスから 3 G への変更となる場合を除き」を「3 G 以外のモバイルアクセスサービスから 3 G への変更となる場合及びカテゴリー-X の標準プラン以外のモバイルアクセスサービスからカテゴリー-X の標準プランへの変更となる場合を除き」に改めます。